

埼玉県立児童養護施設いわつきの指定管理者公募について

県では、「埼玉県立児童養護施設いわつき」の管理運営を行う指定管理者を次のとおり募集します。

➤ 施設の名称、所在地及び指定期間

- 1 施設の名称 埼玉県立児童養護施設いわつき
- 2 所在地 さいたま市岩槻区徳力206
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日

➤ 施設の概要

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条の規定に基づき、保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

- 1 設置年月 昭和57年7月
- 2 定員 88人
- 3 現員 78人：男子41人 女子37人（令和5年4月1日現在）
- 4 敷地 敷地面積9,624.35㎡
- 5 建物 鉄筋コンクリート造 建物面積3,050.31㎡
(内訳 児童棟4棟（平屋建）、管理棟、厨房棟、倉庫ほか)

➤ 申請者の資格

県内に事務所を置く（置こうとする）社会福祉法人その他の法人・団体。ただし、その他の法人・団体が申請者となれるのは、他の社会福祉法人を代表者とするグループを構成して申請する場合に限りです。

➤ 指定管理候補者の選定

1 選定方法

提出された申請書により一次審査（書類審査）、二次審査（プレゼンテーション）を行います。

2 主な審査のポイント

- ・ 応募資格に適合しているか。
- ・ 県が設置する公の施設としての役割を適切に担うことができるか。
- ・ 利用者本位の柔軟なサービスが提供されるか。
- ・ 効果的かつ効率的な管理を実施できるか。
- ・ 法人等の経営基盤が安定しているか。
- ・ 個人に関する情報の適正な取扱いは確保されているか。
- ・ 指定管理業務に係る県の指定管理料（提案額）は適切な額か。
- ・ 危機管理に対する方針及び具体的な方策は適切か。
- ・ 県内中小企業者、環境、障害者雇用等に配慮した運営方法となっているか。

➤ 雇用確保への配慮について

現在、いわつきで雇用している職員については、本人の意向を踏まえ、継続した雇用に配慮していただくものとします。

➤ 募集要項等の配布

- 1 期 間 令和5年7月11日（火）～令和5年9月4日（月）
- 2 配布方法 県ホームページからダウンロードしてください。
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/shitei-kanri/index.html>
※E-mailによる送付も可能です。

➤ 質問事項の受付

- 1 期 間 令和5年7月12日（水）～令和5年8月18日（金）
- 2 質問方法 所定の様式により FAX 又は E-mail にて送付してください。

➤ 現地説明会

- 1 日 時 令和5年7月28日（金）及び8月3日（木）いずれも 14:00～
- 2 場 所 児童養護施設いわつき 管理棟 2階会議室
- 3 参加者 1法人2名以内とします。（あらかじめ申込みが必要です。）

➤ 申請書類の受付

- 1 期 間 令和5年8月21日（月）～令和5年9月4日（月）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 2 提出方法 原則電子メール。ただし、一部書類については持参又は郵送とします。
（詳細は募集要項をご覧ください。）
- 3 時 間 持参の場合は、午前9時から午後5時まで
- 4 受付場所 埼玉県福祉部社会福祉課（埼玉県庁本庁舎4階）
施設指導・福祉人材担当 藤原

➤ 指定までのスケジュール

日 程	内 容
7月11日（火）～	募集開始
7月12日（水）～8月18日（金）	質問事項の受付期間
7月28日（金）、8月3日（木）	現地説明会（2回）
8月21日（月）～9月4日（月）	申請書の受付期間
9月中旬	一次審査（書類審査）
9月下旬	一次審査結果通知
10月中旬	二次審査（プレゼンテーション）
10月下旬	二次審査結果通知（指定管理者候補者の選定）
12月下旬	指定管理者の議決（県議会12月定例会）
1月上旬	指定管理者の指定（告示）
3月下旬	協定の締結

➤ 問い合わせ先

埼玉県福祉部社会福祉課 施設指導・福祉人材担当 藤原
住 所 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
電 話 048-830-3225
FAX 048-830-4782
E-mail a3270-12@pref.saitama.lg.jp